

第50回豊島廃棄物処理協議会

日時：令和5年2月4日（土）13：00～14：11

場所：JRホテルクレメント高松 3階 玉藻

I 出席協議会員（16名）

①学識経験者（ウェブ会議システムにより参加）

（会長）高月紘、（会長代理）河原能久

②申請人らの代表者

○大川真郎、石田正也、中地重晴、木村益雄、濱中幸三、安岐正三、石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、木村士郎、○桑原仁、久保幸司、小塚武司、富田康志、茂中浩司

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 1名

②公害等調整委員会審査官 田之脇崇洋（ウェブ会議システムにより傍聴）

③報道関係 9社（瀬戸内海放送、山陽放送、毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、共同通信、時事通信、四国新聞、NHK）

III 議事

司会から、次の報告があった。

- ・公害等調整委員会田之脇審査官のウェブ会議システムによる傍聴

○高月会長挨拶（要旨）

- ・新型コロナウイルスの感染予防の観点から、私と河原会長代理、それから公害等調整委員会事務局がウェブ会議で参加する。
- ・現在、豊島処分地の関連施設の撤去及び整地が完了するよう、全力を挙げて取り組んでいると聞いている。県においても、引き続き、安全と環境保全を第一に、緊張感を持って事業を進めていただきたい。
- ・処分地の引き渡し時の形状については、県と豊島住民会議が協議を重ね、8月に開催された前回の協議会において合意に至ることができた。
- ・本年度は国の産廃特措法に基づく財政支援が受けられる最終年度であり、長い年月を要して進められた本事業が大きな節目を迎える。

- ・本日は、地下水浄化の進捗状況、関連施設撤去及び整地の進捗状況、それから令和5年度以降のフォローアップ委員会、処理協議会等のことをどうするかが議題となっている。
- ・協議会員においては、率直かつ活発な意見交換を行い、双方の信頼関係をより一層深め、実りのある成果を得て、豊島事業のさらなる円滑化に生かしていただくよう、お願いを申し上げる。

議事

(1) 協議会の運営

- ・議事録の署名人に、大川協議会員、桑原協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 地下水浄化の進捗状況について

○県側

- ・最初に、説明に入る前に、今回、議題のうち資料1、資料2、資料3については、先日1月26日に開催した第17回のフォローアップ委員会において審議・了承された資料であるので、そちらを用いて説明をさせていただきたいと思う。
- ・それでは、右肩に資料1とある、地下水浄化の進捗管理についてである。
- ・現在、「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に基づいて実施している地下水計測の結果、それから、「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」に基づく地下水検討会での審議結果についてご報告させていただく。
- ・まず、局所的な汚染源ごとに実施している、追加的浄化対策の実施状況についてである。1ページ目の表1に局所的な汚染源を示しているが、HS-⑯、HS-⑳、HS-D西という、局所的に汚染が見られるところについての追加的浄化対策の状況である。これらの3地点で実施しているが、現在は、そちらの表にも書いておるとおり、追加的浄化対策をそれぞれの日にちで停止した状態にあり、モニタリングを継続し、追加的浄化対策の終了要件への適合状況を確認するために停止をしているという状況である。
- ・浄化対策停止後のモニタリング結果と追加的浄化対策の状況について、資料を3枚ほどめくっていただいた、別添1について、これらについて地下水検討会でご審議をいただいたところである。
- ・追加的浄化対策の終了にあたっては、HS-⑯はその後ろの添付-1、⑳は添付-2、D西については添付-3と、地点毎に、観測井における追加的浄化対策停止後の濃度の推移や、終了要件の確認に必要な追加的浄化対策の実施状況、それから関連する浸透池及び揚水井等の水質モニタリング結果を取りまとめて、地下水検討

会において審議をいただいたところである。

- その結果だが、また最初の資料のほうに戻っていただき、そちらの表2に書いているとおり、HS-⑩、⑳については、終了の確認には至らず、追加的浄化対策を停止した状態でモニタリングを続けることになった。そして残るHS-D西については、終了要件を満たしているということであり、追加的浄化対策については終了することとなった。このため、HS-⑩とHS-⑳については、引き続き水質のモニタリングを継続しており、次回3月3日に現在開催を予定している地下水検討会において、改めて終了を判断いただきたいと考えている。
- それから、観測井の水質の結果である。3の「環境基準の到達に向けて実施している地下水計測の結果」に取りまとめている。環境基準の到達に向けた地下水モニタリングについては、そちらに書いているとおり、観測井の⑪、⑳、㉑、D西-1で実施している。計測点となっているそれぞれの4地点で、昨年11月～12月までの結果については、2ページ以降の表3から表6にお示ししている。こちらでも分かるとおり、オレンジ色になる排水基準の再超過については確認されていないところである。ただ、黄色で色を塗っている部分については、まだ依然、環境基準には到達していないというような状況である。
- 1, 4-ジオキサンという物質は、4地点全てでまだ環境基準に到達していない。それから、⑪のベンゼンとか、D西-1のクロロエチレンについても、いまだ環境基準には到達していない状況になっている。
- なお、現時点で排水基準の再超過、いわゆるリバウンドは確認されていないので、リバウンド対策については実施していない。
- 少し飛んで、4ページには、少し字が小さくて申し訳ない、見にくいですが、これまでのそれぞれの観測井の水質の状況を表にしてお示ししている。イベント的に、上に矢印で記載しているのが、浄化対策を停止した期間とか、遮水機能の解除をした期間については図示しているが、後ほどご確認いただけたらと思う。
- 最後に、5ページの4. 今後の予定についてだが、地下水の環境基準の到達に向け、地下水計測を実施している。それから、追加的浄化対策については、先ほどご説明したとおり、一旦浄化対策を停止して水質モニタリングを行い、HS-⑩、⑳については、次回3月3日の地下水検討会で改めて終了についてご審議いただきたいと考えている。

○高月会長

- 地下水関係の説明を県側からいただいたけれども、この件について、協議員の皆さん方からご意見を賜りたいと思う。何かご発言はあるだろうか。

○住民側

- ・1点、質問で、今日の議事後の議論とも関連するが、一応、地下水の環境基準到達というのは、現時点ではできていなくて、しばらくかかるわけだが、その辺の見通し等をお話しいただきたいと。一応、地下水の検討会等ではどれぐらいかかるかみたいなことも議論されていたので、ご報告があつてしかるべきだと思う。よろしく願います。

○高月会長

- ・はい。

○県側

- ・環境基準の達成の見込みはというご質問があつた。処分地の環境基準の達成に向けては、基本的には雨水の浸透による自然浄化で環境基準の達成を満たすこととしており、これには、県としても一定の年数は必要になるとは考えている。それで、達成の見込みについては、これまで地下水検討会やフォローアップ委員会でご議論はいただいたが、現在、自然浄化のみの場合での濃度の変動について十分なデータがないため、推定ができていないような状況である。今後、推定の根拠となるデータが把握できた段階で、専門家の助言もいただきながら検討したいと考えているが、今、現在は少し、濃度の変動についての十分なデータがないというような状況である。

○高月会長

- ・中地委員、よろしいか。

○住民側

- ・答えられないというお話なので仕方ないと思うが、ただ、1年、2年ではなくて数年から10年近くかかるという認識でよろしいのかというところを、レベルというか、期間の大まかなオーダーというか、その辺についてご説明いただいていたほうがいいのかと思っている。答えられる範囲でということ結構だが。

○高月会長

- ・若干推測があるかもしれないが、答えられる範囲で、来年ぐらいにはというようなことではない感じだろうか。

○県側

- ・すぐに来年、再来年に環境基準を達成するという状況にないと考えている。

○高月会長

- ・そんな見通しである。
- ・それでは、地下水の関係、ほかにご質問等あるだろうか。特に住民側からも意見は今、中地協議会員以外はないようなので、それでは、続いて、関連施設の撤去及び整地の進捗状況について、これも県側から少しご説明いただきたい。

(2) 関連施設撤去及び整地の進捗状況について

○県側

- ・それでは、資料2と右肩に記載している資料である。こちらもフォローアップ委員会で審議された資料である。豊島事業関連施設の撤去等の状況についてである。
- ・関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事だが、それに関する手続きの状況である。第Ⅱ期工事については、令和3年度から実施してきており、既に撤去工事が完了している施設もある。
- ・2ページに行っていただき、第Ⅱ期工事の概況を2ページの表1でお示ししているので、ご確認いただきたいと思う。表1のうち、既に撤去が完了している施設については、右の欄に「完了」、施工中のものは「施工中」とその工期の予定、地下水浄化の状況により撤去時期が決まるものや、土地の引き渡し時に撤去するもの、残置するものに分けて表示をしている。大きな工事については、撤去が既にほとんど完了しているような状況であり、残る施設についても、来月3月10日までは撤去を完了したいと考えている。
- ・それから、整地工事についても、現在実施しており、順調に進んでいる。こちらも3月10日には完了したいと考えている。
- ・3ページ、現在、施工中である撤去工事の状況をお示ししている。まず、(2)は揚水井及び観測井の撤去工事についてであり、その手続き状況を表2にお示ししているが、実施計画書の審議を終え、撤去工事に昨年9月から着手し、先月の1月までに工事が完了した。
- ・それから、(3)の貯留トレンチ、新貯留トレンチ、積替え施設の上部、下部、トラックスケール、積替え施設周辺部の処分地内道路、下流側の排水路の撤去工事である。これらの手続き状況は表3のとおりであり、表3は4ページまでまたいでいるが、使用する重機の違いや、施工監理の面から3つの業者に分けて工事を実施している。
- ・その状況については、まず、積替え施設上部については、昨年11月に完了、それから貯留トレンチ、新貯留トレンチ、下流側の排水路の撤去は、12月までに完了、トラックスケールの撤去は、1月に完了、残りの積替え施設の下部のコンクリートの基礎の部分だが、それと、積替え施設周辺部の道路の部分も、3月10日ごろに

は工事が完了する予定となっている。

- それから4ページ、(4)の処分地の整地工事とその関連工事である。それから、導水管呑口部及び地下水浄化関連の改修工事である。それらの手続き状況は表4のとおりであり、実施計画書の審議を終えて撤去工事に着手しており、こちらも3月10日ごろに完了する予定となっている。
- 最後に、2の第Ⅱ期工事の撤去手順の見直しについては、昨年8月5日に開催した第16回撤去検討会で審議・了承いただいております、現在、この手順を進めているというところであり、全ての関連施設の撤去、それから整地工事については、3月10日ごろに完了を目指して、現在取り組んでいるところである。
- 説明は以上である。

○高月会長

- この撤去工事並びに整地の関係について、ご意見のある方、ご質問のある方、お願いしたいと思うが、どうぞ。

○住民側

- ちょっと確認で教えてほしい。表1のところで、いろんなところが書かれているが、③-1-2の揚水井の⑩-6で、これは追加対策の終了後に撤去と書いてあるのだが、今、この追加的対策は、資料1では停止という表現が使われているのだが、この停止と終了の関係をちょっと確認したいという話と。
- それから、③-1-4が施工中で、1月31日で施工が終わるような書き方になっているが、もうこれは終わったということでもいいか。施工中と、新設し、リバウンド対策不要となるとき以降に撤去と書いて施工中とあって、1月31日というのはもう過ぎてから、新設がもう終わったという理解でもいいか。

○県側

- 今、石田協議会員から2点ご質問があったので、お答えする。
- まず、揚水井の⑩-6の追加的浄化対策の終了後に撤去というのはどういう意味かということであり、先ほど資料1のほうでご説明したとおり、追加的浄化対策を現在停止した状態でモニタリングを続けている状況である。それで、終了を、そのデータを見て、3月3日の地下水検討会で終了するかどうかを判断することになる。終了が認められたら、その後に⑩-6を撤去するということになるということである。
- それから、③-1-4の施工中、申し訳ない、これは1月31日の前の1月26日の資料だったので、ちょっと修正ができていないが、こちらは完了している。

○住民側

- ・完了だな。

○県側

- ・そういうことをご理解いただきたい。

○住民側

- ・今のお話で追加対策の終了が3月3日に終わらなかったらどうするのかという話が1つと、もう1つは、3ページの表3でいろんなところの撤去工事を3月10日に終わるといってお話になっているが、搬出も3月10日までには終わるといいう理解でよろしいのだろうか。

○県側

- ・今、2点ご質問があった。まず1つは、⑩-6は、追加的浄化対策を終了できなかった場合は残置する。それともう1つは、3月10日までに一応その撤去した廃棄物も搬出を完了する予定にしている。

○高月会長

- ・今、質問があった最初のほうの、今度の地下水の3月3日で完全にそれが終了ということができなかった場合の後はどうなるかという質問だったが。

○県側

- ・その揚水井は残置する。

○高月会長

- ・残置するのか。

○県側

- ・撤去せずに残置をする。というのは、追加的に対策が必要と判断されたということになるので、そのために残しておかないといけないという意味になる。

○高月会長

- ・ということは、まだ地下水の委員会としては、継続して観測していくということにつながるわけだな。

○県側

- ・それは後ほどまたご説明をさせていただく。5年度以降どうするかということについては。

○高月会長

- ・それ以降はと。よろしいか。後でその辺の説明があると思うが。
- ・ほかにどうぞ、質問があったら、願います。安岐さん、どうぞ。

○住民側

- ・かつての第1沈砂池の排水溝、その道路のアスファルトの撤去、それから、その関係のコンクリートなんかは撤去しているのだが、西側の海岸から厚みが非常に狭くなっている。それは当然、取ったから狭くなっている。低くなっている。あと整地して、現在の高さというのは、いくらなのか。TP5mだったと思うが、非常に低いように思う。低くて幅が狭い。

○県側

- ・西海岸の、元高度排水があったところの入り口のあたりについては、表面を剥いで、ある程度ちょっと土では埋め戻しているが、現状の高さは測っておらず、またあのあたりを最終、整地するとき、もともとあったTP5mの高さにはする。
- ・後ろの沈砂池1のほうは、まだ埋めていないので、あのあたりを埋めるとき、併せて裏側の方とかもつくっていくので、また堤防の幅ももともとあった5mの幅は確保するようなかたちで、今ちょっと現状工事中というかたちで、呑口のところへんは掘りっぱなしみたいなかたちになっているが、裏側の整地が進んでくると、そのあたり、最終形に向けて整地していくので、今現状の高さと言われたら、把握できていない。以上となる。

○住民側

- ・防護壁を撤去して、その幅分、あるいはその幅以上に土がなくなっているというのは、それと、海側のほうで、ガードレールなんかを取って、それもなくなって。それから、アスファルトを剥がして、まだ完了はしていないにしても、行ってみると非常に狭くて、それから低いという感じがする。まだ整地がやっていないのは分かっている。だが、それをすれば図面どおりになるということだな。

○県側

- ・そのとおりである。

○高月会長

- ・ほか、どうぞご質問があればお願いします。
- ・この会議が始まる前に、小塚さんのほうから現状の写真を見せてもらったが、皆さん方はよくご存じだと思うのが、ちょっともう一度、写真があれば見せていただけたらありがたいが、できるか。

○県側

- ・現場の写真を共有して見るように、住民会議の皆さんは、当然ご存じだと思う画像だが。これが、土堰堤を海側から見たところである。

○高月会長

- ・だいぶ低くなっている。

○県側

- ・もともとがTP約6mぐらいだったが、1m下げて5mにしている。
- ・こちらが東側の山手から西側に向けて、下を見下ろしたようになっている。重機があるところが⑨番である。こちらは埋めていく予定にしている。
- ・こちらは南側の山手側から見た図となる。
- ・これがD測線西側の状況である。
- ・これは、もともと中間保管・梱包施設があった高台のところである。
- ・これは、積み替え保管施設のあった周辺のところである。もうご覧のように、非常に平らになって、最後の形がようやく見えてきつつあるなという状況になっている。
- ・これが、先ほど説明した沈砂池である。西海岸のところにある沈砂池の状況である。
- ・こちらが中間保管・梱包施設がもともとあった高台のところになる。
- ・こちらが土堰堤を処分地側の東側から見たところである。右手のところが少し、土堰堤の高いところになって、小段のような状況になっている。
- ・こちらが逆、西側から東側を見た図である。土堰堤ももう成形が終わっているので
- ・以上である。

○高月会長

- ・今の写真も含めて、何か質問あるか。

○住民側

- ・整地は一応、一番低いところでTP2.8m、高いところで3.3mとなっている。
- ・図面上については20cmおきに段を付けるというふうになっているのだが、実際

重機で、ユンボなんかで整地するとき、それが本当にああいう形ができるのかと。そうしたときに、そういう計測について、こういう形状になっていますという確認はされるかどうかということをごちゃと教えていただきたいと思う。

- ・もう1つは、整地の土壌だが、山土かどうかよく分からないのだが、例えば、どういう粒度のものがあるのかというのを教えていただければありがたい。
- ・それからもう1つは、そこに生えていた草は、今、重機が通っているので、たぶんきれいになったのかなと思うが、あれをそのまま、例えば1年とか2年ほった場合に、どういう感じになるのかなと思ひ。ちょっとそれも私、想像がつかないので、ずっと見てこられたんだしたら、ひょっとしてお分かりになるかなと思ひてお聞きする。

○高月会長

- ・3点ばかりご質問があったが、県のほうで、分かる範囲で。

○県側

- ・まず1つ目の高さの計測関係をどうされるかということだが、ある程度、基準点を設けて施工しているので、そういったところの高さが設計に対して実際どれくらいできているかというのは、うちのほうでまた監督員が確認する。
- ・一応、出来形の管理基準としてはプラスマイナス5cmなので、TP3というところも、どうしても施工誤差が出てくるので、3.05とか2.95といったかたちの管理をしようと思ひている。
- ・それと、土質の粒度のほうだが、処分地の中の土をとにかく動かして整地しているので、粒度については正直分からないところである。
- ・あと、今後の草の生え方については、遮水機能を解除したときに、北海岸の土堰堤を削ったときに、切ったところはやはり生えにくかったが、盛ったところについては、季節がちょうど夏ぐらいにかかってくると、梅雨時期から夏にかけて一気に繁茂してくるので、今回のところなら、北海岸のあたりは高さ、切り土をしているが、あそこについては植生が生えやすくするために、客土吹付、在来種を根付かせるために種は入れないというかたちで、ちょっと肥料を吹きかけるので、比較的早く回復すると思ひ。ほかのところについては、基本、盛り土がメインとなっているので、夏場を迎えれば、また、以前も見に来られた際に草がぼうぼうだったと思ひますが、それと同じような状況になると思ひう。

○住民側

- ・計測されたときに、例えば、今回の整地というのが、返還時の形状と同じものだが、最終的に各点を計測された図面は出されるのか。

○県側

- ・一応、出来形の管理図面としては出てくるが、報告書なりにまとめて委員会資料として出すというのは予定していないので、事務連絡会等を通してでもいいのかなと思っている。

○住民側

- ・分かった。

○高月会長

- ・いずれにしても、整地の状況を今度また永田委員長や松島委員が立ち会って確認するというところに、スケジュール的にはなっているようなので、またそのときには住民側の方も立ち会っていただけると聞いているけども、よろしいか。
- ・それでは、ほか、住民側から何かご質問等あるだろうか。ないようなら、撤去と整地の関係については、以上とさせていただく。
- ・続いて、フォローアップ委員会等の今後のスケジュールを説明いただいて、それについてご意見を賜りたいと思う。

(4) 令和5年度以降の豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会等について

○県側

- ・それでは、資料3の豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に関する令和5年度以降の対応方針である。
- ・今年3月の産廃特措法の期限終了後、令和5年度からは、地下水の環境基準の達成を目指してモニタリングを行う。それから、処分地の維持管理を行っていくということから、現在は事業名として「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業」としているのを、来年度からは事業名を「豊島処分地維持管理等事業」に変更する。
- ・それから、令和5年度以降も専門家の指導・助言・評価等を受けるために、現在のフォローアップ委員会の組織や所掌事項等について見直して、第2次フォローアップ委員会として新設する。こちらについては、この資料で前回、1月26日のフォローアップ委員会で承認を得ているので、この方向で進めさせていただく。
- ・まず、2にある、豊島処分地維持管理等事業の主な業務については、令和5年度以降は、処分地内の維持管理を行いつつ、環境基準の達成マニュアルに従いモニタリングを実施し、その結果を基に環境基準の到達及び達成の確認を行い、その後は、観測井等の事業で使用していた施設の撤去等を行うこととなる。
- ・2ページ、具体的な見直し内容についてご説明する。
- ・まず、①の附置検討会について、現在設置している地下水検討会、撤去検討会につ

いては廃止し、その業務は第2次フォローアップ委員会が引き継ぐこととなる。先ほども高月会長のほうから質問があった、現在実施している追加的浄化対策を次回の地下水検討会で終了できず、令和5年度以降も継続するとなった場合については、第2次フォローアップ委員会の中の地下水関係の委員で構成するワーキンググループの設置を検討する。

- それから、②の委員構成については、今後、第2次フォローアップ委員会においては、地下水浄化の評価等がメインとなるため、現在のフォローアップ委員会の委員を少し入れ替えるというか、交代し、地下水関係の委員の割合を高めることとする。
- 次に、③年間の開催回数とその時期については、年2回、9月、3月とし、上期、下期の地下水浄化の指導・助言・評価等を行いたいと考えている。なお、リバウンド等が発生した場合は、緊急時となるので、これによらず臨時開催とする。
- それから、④の会議の傍聴者についてである。現在、直島町の関係の方々には傍聴していただくことにしているが、5年度以降は、直島町内の施設撤去も完了して、事業の実施にあたって直島町に關与いただく事項がなくなることから、会議の傍聴者の規定から直島町関係者を削除する。この件については、直島町の了解を得ている。
- その他として、別添で要綱を付けさせていただいている。フォローアップ委員会でもこちら承認されている。現在、委員の人選等を行っている最中であるので、この席ではまだお伝えすることができないが、今後、知事から委員の委嘱を行うが、前もって住民会議の皆さん方にはお知らせをしたいと考えている。
- それから、その他のうち2つ目のポツで、健康管理委員会については、健康管理の対象となる作業員が令和5年度以降はいなくなることもあるので、令和5年3月末をもって廃止をする。この件については、須那委員長の了解を得ており、次回2月7日に健康管理委員会を予定しているので、こちらが最後の健康管理委員会となるということである。
- なお、3ページについて、これは要綱の中の事業の新旧の対照を右と左で書いている。赤が地下水関係で、青が撤去関係だが、この赤の地下水関係は、右側の(3)と(4)に分かれて、地下水のモニタリングとその結果の評価及び対応というのと、雨水の管理という項目に分けた。
- それから、青字で示した撤去等の関係は基本的になくなるので、こちらは右側の(5)の処分地の維持管理というふうにまとめている。こちらが所掌する事業となる。
- あとは、要綱を添付しているので、また後ほどご確認いただけたらと思っている。
- 説明は以上である。

○高月会長

- ・今日の協議会で最後に住民側から提出の議題というのがあって、その中でも4月以降の組織体制についてという項目があるが、もうこの際、一緒にここでフォローアップ委員会についての4月以降の状況について、併せて議論させていただいてよろしいか。住民側の方、よろしいか。特にないか。
- ・それではもう一緒に議論させていただきたいと思うので、令和5年度以降のフォローアップ委員会等について、今、県のほうから説明があった内容に関して、ご意見を賜りたいと思う。何かあれば。安岐さん。

○住民側

- ・専門家の関与のあり方については、先月開かれたフォローアップ委員会でも申し上げたが、地下水・雨水等対策検討会と、それから撤去の検討会を廃止して、第2次フォローアップ委員会に引き継ぐということがなされているが、委員の構成については、地下水関係の委員の割合を高めると提案されている。
- ・廃棄物対策豊島住民会議としては、今まで地下水浄化等に尽力いただき、内容を熟知されている地下水・雨水等対策検討会の委員の方に全員入っていただきたいと、そういうふうに思っている。そして地下水の浄化が完了するまでを確認できる体制をつくっていただきたいと考えている。以上である。

○高月会長

- ・今のご意見は、この間のフォローアップ委員会でもご発言があったので、今、永田委員長をはじめとして、次の体制について慎重に調整をされているということを知っている。何か県のほうからはご説明あるか。

○県側

- ・前回のフォローアップ委員会で、同様のご意見はいただいて承知しているが、現在、委員として継続していただけるかどうかを打診しているので、その結果で判断せざるを得ないかなと思っている。本日はお答えすることはできないので、ご了承いただきたい。

○高月会長

- ・ほかに何か。

○住民側

- ・2点あって、1点目は、第2次フォローアップ委員会の1回目の会合をいつされるかというお話である。配られた資料の2ページだと年間の開催回数は9月と3月

の2回となっているが、一応、令和5年度、年度が替わったら早々に1回開いていただいて、現場を管理できる体制にしなければいけないと思うので、その辺をどうお考えなのかというのが1点である。

- ・それと、地下水の浄化の状況等から考えると、数年間は第2次のフォローアップ委員会が面倒を見ないといけないというお話になるので、委員の先生方はかなり高齢の方が多くなっているのです。できれば、もう少し若い方に入っていただいて、継続的に現場を管理できるような体制にしたほうが良いとは思っているので、その辺もご検討いただきたいというのが、私の意見である。

○住民側

- ・ちょっと確認的な話だが、一応、専門家の関与に関する大綱では、あらかじめ委員を住民会議のほうに教えてもらうということになっているので、よろしく願います。以上である。

○高月会長

- ・そのとおりである。

○県側

- ・当然、できる限り早期に決めたいと思っているので、その際にお知らせはしたいと思っている。事務連絡会等を活用してお知らせをしたいと思っている。
- ・意見については、今すぐにお答えすることができないが、そういうご意見があるということは、お伺いした。

○住民側

- ・1回目の開催時期というのは、どうお考えなのか。

○県側

- ・基本的に9月、3月を考えているが、第1回というのは特例的にやるということも当然検討はしないとイケないかなと思っているので、それはまた決まったら、事前にお知らせしたいと思う。

○住民側

- ・一応、手続き的には3月末までが今回のフォローアップ委員会の管理下にあるわけなので、来年度4月以降はどなたが、専門家がどのように関与して管理していくのかという話でいうと、当然、一義的には香川県が管理をされるわけなので問題はないと思うが、フォローアップ委員会は早期に開催していただいて、何か突発的なこ

とが起きたときにも対応できるようにしていただきたいと思っているので、意見としては、重ねてだが、言わせていただいた。以上である。

○県側

- ・お伺いした。

○高月会長

- ・よろしいか。それでは、フォローアップ委員会に関係した4月以降のスケジュールについて、これまでにさせていただいて、続いて、同じようにこの協議会自体のあり方についてもご議論を賜りたいと思うので、これも、住民側からの今日の議題の中にあるので、これも併せて議論させていただきたいと思う。
- ・まず、県のほうから原案を見せてほしい。

(5) 令和5年度以降の豊島廃棄物処理協議会等について

○県側

- ・資料4を基にご説明させていただく。資料4は「令和5年度以降の豊島廃棄物処理協議会等について」である。
- ・現在、処理協議会については、設置要綱上は7月と1月の年2回の開催、時期によっては今年も2月になったが、ずれるときはあるが、基本的には7月と1月の開催。それから事務連絡会については、連絡事項を県のほうから報告させていただくということで、毎月開催としているけれども、令和5年度以降、処理協議会と事務連絡会は、地下水浄化に係る進捗状況の報告が主たる議題となることが見込まれることから、それらの開催時期の検討を行いたいと考えて、この資料をお示ししている。
- ・2の開催時期について、令和5年度については、処理協議会を現在と同じ2回、事務連絡会については、3カ月に1回の4回開催することとしたいと考えている。
- ・それから、(2)の令和6年度以降については、令和6年1月開催予定の処理協議会において、1年間様子を見て、これを1回にしても支障がないだろうということが確認できた場合については、処理協議会を年1回とする。事務連絡会は引き続き年4回開催することとしたいと考えている。
- ・ただし、事務連絡会については、突発的な事項の報告もあり、それから、住民側のほうから要望があった場合とか、双方どちらからの要望があった際には、この4回というのにこだわらず、随時追加で開催できるものとしたと考えている。
- ・分かりやすく図に示したのが、4の開催時期のイメージになっている。事務連絡会は6月、9月、12月、3月の年4回に開催したいと。この年4回というのは、地下水の採水の時期が、まだ地下水検討会にかけていないので確定ではないが、今、

5月、8月、11月、2月の年4回に採水したいと考えており、それをその次の月の事務連絡会で報告するというを考えているので、この4回にしたというふうに考えている。

- それから、処理協議会については、これまでと同じ7月と1月の年2回ということにし、1年間、5年度は運用してみて、問題がなければ、6年度以降は年1回にしたいと考えている。
- ちなみにフォローアップ委員会は、先ほどご説明したとおり、9月と3月に、定例的なものは開催したいと考えている。
- 開催時期については、その時々により事情があり、多少は前後するので、これにコンプライトするというわけでもないが、いずれにせよ、5年度の1年間というのの様子を見ながら、6年度以降の対応をお互いに考えていきたいと考えているので、事務連絡会については、四半期ごとに開催するというので、ご了承いただきたいと考えている。
- 説明は以上である。

○高月会長

- この協議会の今後のあり方について説明いただいたけども、これこそ、住民側のほうからご意見があれば賜りたいと思うが、よろしいか。

○住民側

- 豊島廃棄物処理協議会については、当面、開催回数は維持して7月及び翌年1月に開催し、地下水浄化のモニタリング結果、処分地の管理状況について、協議していただきたいと思っている。今年は2回、いつもどおりだが、来年度も1回にするというのは、当面は現状を維持して、そして、この豊島廃棄物処理協議会設置要綱どおりにやっていくべきだと思っている。
- それから、県と廃棄物対策豊島住民会議の事務連絡会について、香川県による処分地の管理及び地下水浄化のモニタリング結果等に関する報告のために、必要に応じて開催すべきであると考えている。だから、最低限度、この水質の結果が出たとき、あるいは、それに加えて、何らかの事態が出たときに開いていただきたいと、報告をしていただきたいと思っている。以上である。

○高月会長

- 先ほど県の説明があったように、令和5年度は従来どおり年2回、この協議会を開くということで、それ以後はまたまさに協議の上に、開催時期について議論させていただくということで、よろしいか。
- 連絡会のほうも、何かあれば随時開くということで取りまとめていただけたらと思

うが、よろしいか。

○住民側

- ・回数については、提案どおりでもいいと思うが、ちょっと前の議題とも関連するが、豊島の処分地跡の管理をどういうふうにしていくのかというので、今、年4回、採水をする。事務連絡会のときは豊島に来られるので、現場が見られると思うが、逆に言うと、採水もない、事務連絡会もない月等は、県のほうは豊島の処分地をどのように巡視するというか、管理をされるのかということで。入り口の門は取っ払うから、誰でも入れるような状態になる。雨が降ったり、それはないか。

○県側

- ・ゲートは、県が管理している間は残すので。

○住民側

- ・ゲートはあるのか。ただ、誰も行かないわけで。例えば、大雨が降ったりしたら、どこか土堰堤が崩れたりとかいうこともあり得るので、その辺の監視体制はどうするのだろうか。テレビモニターでも付けてずっと遠隔で見守られるのか。その辺はどうお考えなのか。

○県側

- ・豊島処分地の5年度以降の管理については、当然採水はするので、その機会には行くし、必要があれば、別に3カ月に1回しか行かないということはないので、行く。それと、日常の管理については、業者委託して維持管理を委託しようと思っている。委託先の作業員が定期的に見るといようなことを考えている。

○高月会長

- ・外部委託をするということか。

○住民側

- ・それは、3月に開かれるフォローアップ委員会で、令和5年度以降の処分地の管理をどうするのかというのは、議題として決められるというふうに理解してよろしいか。

○県側

- ・今も、場内の維持管理をある豊島内の業者に委託をしているのだが、基本的にはそれをそのまま引き続いてやってもらうということを考えている。フォローアップ

委員会に議題としてそこを挙げていくかどうかというのは、まだ次回のフォローアップ委員会の議題が決まっていないので、できるかどうか、検討したいと思う。

○高月会長

- ・この協議会としては、ぜひ、フォローアップ委員会等でその管理のあり方について議論していただくように要望させていただいてよろしいか。

○住民側

- ・結構である。

○県側

- ・それは、やぶさかではないというか。

○高月会長

- ・それでは、それで進めさせていただく。

○住民側

- ・確認だけしておくが、処理協議会には要綱がある。事務連絡会には要綱がなく、事実上やっているみたいな雰囲気になっているので。だから、処理協議会のほうはもし変えようとするとう規定を変えないといけない。だから、そこはちょっと理解しておいてほしいなど。

○県側

- ・そのとおりである。

○住民側

- ・事務連絡会はお互いの合意でやればいいのかなど。それからあと、来年のフォローアップ委員会も、委員が決まったら、少なくとも委員長と副委員長ぐらいは互選で決めておいてほしいなど。そうしないと、第1回目がある9月まで委員長、副委員長を決めずにいくのかという問題もあると思うので、その辺だけお願いします。

○県側

- ・承知した。委員長、副委員長は、委員の選任の際、同時に決めておくということ。

○高月会長

- ・そうしてほしい。

○県側

- ・それから、当面はやはり年2回でやったらどうかということは、これも別に、今、6年度以降を1回と決めきるわけではなくて、取りあえず5年度は相談しながらやってみて、それを見てということにしたいと思う。

○高月会長

- ・せっかく住民側と県の職員とがコミュニケーションする貴重な場なので、できるだけ頻繁に開いていただいたほうがいいと思う。

○住民側

- ・今の県の説明で別段支障はないのかなとは思いますが、事務連絡会の話だが、年度替わりは結構体制の変更とか、場合によっては県の中の人事の変更もあるので、3月の事務連絡会で4月以降、6月まで飛ぶみたいな話にはたぶんならないで、もちろん、今、説明があったように、3月の事務連絡会で次やっぴり要るなという確認でいけるだろうと思うが、たぶん、年度替わり当初はいろんな確認事項が結構出るのかなという気がするので、よろしく願います。

○県側

- ・これも決めきっているというよりは、随時、必要があったらやるので、そこは年度替わりで何かしないといけないということが出てきたら、当然開催したいと思う。

○住民側

- ・今の話の関連だが、4月以降は、廃棄物対策課はどういうふうに。かなり人員は減ると思うが。工事も何もないわけだから。その辺はどのようにお考えになっているのか。まだそれは全然話せないという話か。

○県側

- ・当然、考えているし、5年度以降、体制の見直しはある。ただ、まだ公表できる時期にないので、それは公表できる時期になったら、お知らせはしたいと思っている。

○住民側

- ・処理協議会の件だが、私はやはり年2回ぐらいは定期的にするようにしていただきたいと思っている。
- ・それともう1つ、視察の件だが、場内の整備が終われば、あとはもう危険性もたぶ

んなくなると思うので、視察を今までは県に申し込みしていたが、それを今後どのようにするかという予定は県のほうに何かあるか。

○県側

・それは見学者のお話か。

○住民側

・見学者である。

○県側

・見学者は今、住民会議さんのほうに申し込んでいただいていると思うが。

○住民側

・そのとおりだが、県のほうへ連絡していたではないか。それもこちらで決定して入ってもいいようにしていただいたら、簡単でいいかなと思うが。

○県側

・今すぐお返事できないのだが、事務的な手間を省くという観点からどんなやり方ができるのかというのは、ちょっと考えたい。

○高月会長

・今、話があったが、まだ環境基準が達成できていない段階は、まだ県がかなり主体的に関与しているところになると思うので、その辺はまた今後の協議に委ねたいと思うが、よろしいか。

○住民側

・事務連絡会か何かで相談していったらいいのではないかと思う。

○県側

・次回、2月なり、3月なりの事務連絡会で、検討したい。

○高月会長

・この3月で様変わりするようになるかと思うので、しかしながら、やはりここまでずっと皆さん関与してこられたのだから、ぜひ、協議会のメンバーとしては、引き続きご協力をいただきたいと思うので、よろしく願います。
・以上で今日、協議すべき議題については終わったのだが、何か住民側のほうで最後

の専門家の関与の話、特に追加的にあるか。よろしいか。

- ・それでは一応、県の議題と住民側の議題とを一緒に進行させていただいたけれども、一区切りをさせていただくが、もうこれでよろしいか。

○住民側

- ・結構である。

○高月会長

- ・それでは、一応、本日の協議会の協議は一区切りさせていただきたいと思う。もし、ほかに何かこの際、議論しておくことはあるだろうか。よろしいか。
- ・それでは、一応、予定していた案件は全て終了したので、最後になるが、公調委のほうからの田之脇審査官、何かご意見があれば、ご意見いただきたいと思う。よろしく願います。

○公害等調整委員会 田之脇審査官

- ・意見というわけではないが、公調委としては、来年度以降も継続してこの活動に関与してまいるので、引き続き、どうぞよろしく願います。

○高月会長

- ・よろしく願います。
- ・それでは、本当に最後になるけれども、河原会長代理に一言、お願いしたいと思う。よろしく願います。

○河原会長代理

- ・本日はどうもありがとうございました。
- ・私自身は、この3月末というのはやはり非常に大きな機会になると思うので、先ほど、議論いただいたように、この事業が円滑に継続されるというところを、特に4月で切り目になるので、そこのところを注意して、円滑な新しい体制への移行ということを進めていく必要があるなど改めて思った。
- ・それと、水質のことについては、結果的に3月3日の検討会のほうに諮ることになるけれども、この追加的浄化対策の終了が認められるか、認められないかというのは、やはり結構大きな課題になるろうかと思う。もちろん、先ほどのご質問にもあったが、環境基準に到達するには、かなりの年数がかかると検討会の委員の人たちは思っている。ただ、確実だという数字を出すのは非常に難しく、計測された水質のデータを見ていただいても、最近の3回ぐらいが上がっていき、環境基準達成に向けて順調に減少していくというふうには単純には思えない状況が続いて

いた。そのために、終了という判定は先送りさせていただいた次第だが、それがもう一度低下し始めることを期待してはいる。だが、これがやはり一番大きな懸念材料かと思う。

- ・あとは、国からの支援がなくなるといえど、最後まで、いざというときに対応できないなんていうことがないように、県側とあるいは住民側と協力しながら円滑にそれこそ事業を進めていけるような体制で臨みたいと思っている。
- ・今日は、どちらかというところ、これまでの総括みたいな話が多かったかのような気がする。ただ、次に向かっての重要な一歩でもあるので、改めて気を引き締めてこの事業を進めていきたいと思っている。以上である。

○高月会長

- ・いい締めのお言葉をいただき、ありがとうございました。
- ・それでは、今日は、この協議会、これまでにさせていただきたいと思う。今日はいろいろな活発なご意見賜った。以上で終了させていただく。

○県側

- ・ありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

令和 年 月 日

議事録署名人

議 長

協議会員

協議会員